

毎年12月3日～9日は「障害者週間」 障害を理解し、共に助けあう社会をつくりましょう

障害者週間は、障がい者の福祉についての関心と理解を深めることを目的とした週間です。障害は、病気やけがによって誰にでも生じ得るものです。また、その内容はさまざまで、外見では分からない障害もあります。障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい社会をつくるためには、障害についての理解を深めることが大切です。

■障害を理解し、共に助け合う社会を目指して

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月1日より施行されています。

同法は障害を理由とする差別を解消し、全ての人がお互いの人格と個性を尊重しながら共生できる社会を作ることを目的とした法律です。対象となる「障がいのある人」は、障害者基本法で定められた障がいのある全ての人です。身体障がい、知的障がい、発達障がいを含む精神障がい、その他の心身の機能に障がいのある人が対象で、障害者手帳を持っていない人も含まれます。障害を理由とする差別を解消することは社会全体の責務です。少しの配慮で助かる人がいることを心に留め、障害の有無にかかわらず住み良い社会をつくっていきましょう。

■不当な差別的取扱いの禁止

障害を理由とした、サービス提供の拒否や入店の拒否などは禁止されています。正当な理由がある場合でも、その理由を説明し理解を得られるように努める必要があります。例えば次のようなことがあります。

- ▷ 車椅子を利用していることを理由に入店を断ってはいけない
- ▷ 会員制のクラブや習い事の教室で、障害があることを理由に入会を断ってはいけない



■合理的配慮

障がいのある方から配慮を求められたら、妨げを取り除く工夫をしましょう。例えば次のようなことがあります。

- ▷ 視覚障がいのある方には読み上げによる説明をする
- ▷ 聴覚障がいのある方には筆談など音声とは別の方法で伝える
- ▷ 知的障がいのある方へ渡す文書はふりがなを付け分かりやすく書く
- ▷ 車椅子を利用する方のために段差にスロープを渡す



～知っていますか？このマーク～

白杖ヘルプSOSマーク

視覚障がいの方からSOSを発しているシグナルです。何に困っているのか、どのようにサポートしたらよいのかを聞きましょう。まず、正面から「どうかなさいましたか」などと声を掛けてください。



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークです。

ヘルプマークを身に着けた方を見つけた場合は、電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば声を掛けるなど、思いやりのある行動をお願いします。



障害者のための国際シンボルマーク

障がい者が使用できる建物・施設を表します。車椅子を利用しない障がい者も対象になります。



盲人のための国際シンボルマーク

視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備などを表します。



耳マーク

見た目では分かりづらい聴覚障がい者が、聞こえが不自由なことを伝えるマークです。

